

## 第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月19日(金) 午後10時00分～11時00分
2. 会場 門真市教育センター 会議室B
3. 出席者 鈴木委員、高山委員、斎藤委員、西村委員、小阪委員、阪口委員
4. 事務局 教育部 学校教育課 教育センター  
植原教育センター長、玉田副参事

事務局：

ただ今より第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催します。  
本日は公務等ご多用中ご出席いただき、まことにありがとうございます。  
また、選定委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきありがとうございます。  
本来なら、お一人ずつ委嘱状・任命状をお渡ししなければならないところでは  
ございますが、時間の関係上、お机の上においております。  
ご確認の上、ご了承ください。よろしくお願ひ申し上げます。  
本日は、お配りしました次第に沿って進めさせていただきます。  
会議録作成上、録音をさせていただきますのでご了承ください。

### 次第(1)出席者紹介

事務局：

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、本日も出席の委員の  
皆様をご紹介します。

門真市立門真小学校	齋藤 耕司 校長です。
門真市立五月田小学校	西村 瑞恵 校長です。
門真市PTA協議会	小阪 和之 さんです。
門真市PTA協議会	阪口 愛 さんです。
門真市教育委員会 教育部長	鈴木 貴雄 です。
同じく 学校教育課長	高山 拓也 です。

次に選定委員会事務局です。

記録を担当いたします指導主事の玉田です。

最後に、本日、委員長が決まるまで進行をつとめます植原です。

よろしくお願ひ致します。

委員につきましては、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委  
員会規則第2条ならびに第3条の規定に基づきまして、本市の保護者代表の方、小  
中学校の校長ならびに教育委員会の事務局員の6名で構成しております。

それでは、お配りしました資料をご確認ください。

### (2) 資料確認

- ① 次第
- ② 資料1-1 教科書採択における公正確保の徹底等について(写し)

- ③ 資料 1-2 教科書採択の公正確保について（写し）
- ④ 資料 1-3 令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について（写し）
- ⑤ 資料 1-4 令和 5 年度教科書採択（小学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について（写し）
- ⑥ 資料 2 門真市地区教科書採択方式概念図
- ⑦ 資料 3 門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ⑧ 資料 4 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規（抜粋）
- ⑨ 資料 5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱
- ⑩ 資料 6 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）（写し）
- ⑪ 資料 7 審議会等の会議の公開に関する指針
- ⑫ 資料 8 門真市情報公開条例
- ⑬ 資料 9 令和 6 年度小学校使用教科用図書見本本の発行者別一覧
- ⑭ 資料 10 市町村教育委員会等の行う令和 6 年度使用教科用図書の採択について（答申）
- ⑮ 資料 11-1 令和 6 年度使用教科書（小学校）調査事項
- ⑯ 資料 11-2 令和 6 年度使用教科書（小学校）調査事項 記入例
- ⑰ 資料 12 令和 6 年度使用教科用図書採択日程について
- ⑱ 資料 13 令和 5 年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員名簿

これ(資料 13)はあとで回収させていただくためファイリングはしていません。

### (3) 趣旨説明

事務局：

それでは本選定委員会の趣旨説明及び教科書採択の流れ等につきまして、事務局より説明させていただきます。

資料 1-1「教科書採択における公正確保の徹底等について」令和 5 年 3 月 31 日付文部科学省初等中等教育局長通知をご覧ください。

この教科書採択に関しまして大阪府の方で疑義が生じる事案がございまして今回府のほうより再度教科書採択の在り方について徹底するようにと通知が来ておりますので、少し長くなりますが朗読して確認させていただきたいと思えます。

資料1-1「教科書採択における公正確保の徹底等について」、上から読み上げます。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採

採結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。については、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

次に、資料1-2、「教科書採択の公正確保について（通知）」です。これは、文科省より、各教科書発行者への通知文です。文科省は、教育委員会に加え、教科書会社へも通知していること、お知りおきください。参考までに、資料をつけております。

次に、資料1-3、「令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」令和5年3月31日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知をご覧ください。

各学校段階における令和5年度の教科書採択についてです。

2ページの（1）小学校用教科書の採択について、全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に記載されているもののうちから採択すること。（2）中学校用教科書の採択について、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

とあります。

同じ資料の4ページをご覧ください。

(3) 採択する際の検討の在り方について のところです。読み上げて確認いたします。

①学習者用デジタル教科書の考慮について

○ 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。

○ 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

と、あります。

英語については、学習者用デジタル教科書の使用が決まっていることから、デジタル教科書の調査もお願いすることとなります。資料1-4「令和5年度教科書採択（小学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について」の次のページに、閲覧用のURLとID・パスワードが記載されております。

見本版は教育委員、選定委員、英語の調査員等の採択に直接関与する者のみ閲覧可能となっておりますので、取り扱いにはご注意ください。

続きまして資料2「門真市地区教科書採択方式概念図」をご覧ください。これは、教科書採択の流れについて示したものです。

選定委員会の役割は、教育委員会の諮問を受け、教科書見本本について調査・研究を行い、意見を教育委員会に答申をするという形になっております。その際、各教科の専門性を有する調査員についても置くことができるというものです。

この選定委員会で調査員を置くことを決定した場合、門真市教育委員会は、調査員を任命し調査依頼をします。調査員は調査資料を作成し選定委員会に報告します。選定委員会はそれを参考にして選定資料を作成し、教育委員会に答申します。

答申を受け、教育委員会で、採択を行い、その結果を府教育庁へ報告することになっております。資料3門真市附属機関に関する条例（抜粋）で、本選定委員会の担任する事務が定められております。

なお、本委員会の開催及び調査員につきましては、資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」と資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」に基づいております。確認のため、主に関係するところについて読み上げ確認させていただきます。その他はお時間があるときにご確認ください。

資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」です。

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

続きまして、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」をご覧ください。

**第1条** この要綱は、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第9条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。

2 調査員の人数は、選定委員会が指定する調査種目ごとに定める。

3 調査員は、門真市教育委員会事務局職員並びに門真市立義務教育諸学校に勤務する校長及び教員のうちから、門真市教育委員会が任命する。

**第3条** この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

以上が説明でございます。

何か質問がございましたらよろしく申し上げます。

事務局：

それでは、次第4の委員長・副委員長選出にすすみます。先程の資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第4条別表により、委員長、副委員長を互選により定めることになっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。どなたか、ご意見、ご発言よろしくお願い致します。

委員：

教育委員会の方にさせていただくほうが、学校も保護者の代表の方々も発言しやすくなると思いますので、委員会の方に委員長と副委員長をやっていたらと思

います。

委員：

私も教育委員会の方にやっていただければ、私達は実際の選定作業に努めていきますのでどうぞよろしく願いいたします。

事務局：

ただいま、お二人の委員さんより委員長、副委員長は、教育委員会事務局でというご意見をいただきました。如何でしょうか。

委員長：

教育委員会事務局からということによければ、教育委員会事務局から部長・課長が出席させていただいておりますし、委員長につきましては、私、教育部長鈴木が務めさせていただければと思います。あと、教科書採択の担当課長である学校教育課長の高山委員が副委員長を努めるということではいかがでしょうか。

事務局：

今、鈴木委員からご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員：

異議なし

事務局：

それでは、委員長が決まりましたので、委員長には鈴木教育部長、副委員長には、高山学校教育課長に決定致します。

委員長、副委員長は、座席の移動をお願いします。

#### (5) 令和6年度小学校使用教科用図書を選定について（諮問）

事務局：

それでは、次第5に進みます。

教育委員会より選定委員会の委員長に対しましての諮問を朗読いたします。諮問文の写しは資料6に準備しております。

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。記 令和6年度小学校使用教科用図書の適正な選定について

以上が教育委員会からの諮問でございます。

## (6) 委員長挨拶

事務局：

次第の6番目に参ります。

委員長が決まりましたので、ご挨拶をいただきます。ここからの議事運営は、委員長にお願い致します。

委員長：

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本選定委員会の議事に先立ち、一言挨拶を申し上げます。

皆様方の互選により、選定委員長を仰せつかりました鈴木でございます。よろしくお願いたします。教育におきましては、教科書は非常に重要な役割を果たすものでありますので、責務の重要性を痛感いたしており、委員の皆様方のご協力が何よりと考えているところでございます。

現在、使用している小学校教科書は、今年で4年目を迎えますが、この4年間は、新型コロナウイルス感染症により、学校や社会が急激に変化した期間でもあります。学校現場では、GIGA スクール構想のもと、一人一台のパソコンが配付されるなど、子どもたちが学ぶ環境やツールについても大きく変化いたしました。そういった便利だったものはコロナがなくなっても残っていくだろうなど、そういった「これからの学び」においてもしっかりと活用される教科書を選定できるよう、答申を作成してまいりたいと思います。

教科用図書採択につきましては、関係法令により、その方法、手続きが定められており、採択権者である教育委員会等の判断、責任により、十分な調査研究に基づき適正かつ公正に採択が行われることが決められております。皆様と共に慎重かつ精力的にご審議を行い、選定資料の作成につとめてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

## (7) 当委員会における会議の公開・非公開について

委員長：

それでは、次第7「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局：

資料7「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

第4条により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議にはかかって行うこととなっております。

事務局といたしましては、教科書採択の公正確保を図るため、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけや教科書会社からの宣伝行為に影響され

ることなく自主的な調査研究を行えるよう、本委員会を「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただきます。

選定委員や調査員の名簿や会議録につきましては、7月の教育委員会会議採択の後、開示・公開対象となりますが、資料8「門真市情報公開条例」第6条（6）ウにも、ありますように、開示することにより『調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ』があることから、当面の間、会議録は非公開とし、7月に採択が決定したのち、市役所情報公開コーナーで公開するということをあわせて提案したいと存じます。

なお、会議録公開の際には、委員の個人情報等の取扱いには留意したいと考えております。

以上、ご審議お願いいたします。

委員長：

事務局より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員長：

意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録については事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし

委員長：

それでは事務局からの提案通り、手続きをお願いいたします。

#### (8) 審議

委員長：

それでは、審議事項について、まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

本日ご審議いただきます案件は、「調査員の設置」及び「選定資料作成要領」の2点についてでございます。

調査員につきましては、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」第2条に「選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」と定められております。公正で、かつ適正な採択作業を進め、門真の子どもたちに合った教科書を採択するという観点から、専門的な視点で調査



をしていただくことが大切であると考えます。よって、これまでの教科書採択と同様に調査員を置いて調査を進めたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

委員長：

事務局より調査員設置について提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員：

ぜひ調査員を置いていただきたいなと思っております。教科書も後ろに並んでいるのを見るととても見本がたくさんありまして、専門的な知識も必要だと思いますし、たくさんの意見を聞かせていただきたいなと思いますので、いてくれた方がいいなと思いますので調査員を置いていただければと思います。

委員：

私もぜひ調査員を置いていただきたいなと思っております。先ほど委員長のお話もあったんですけど、門真の子どもたちに学力をつけるためには教科書の選定はすごく大きいかなと思っております。それを選定するにあたっては専門的な意見というのはすごい重要になってくると思いますので調査員を置いていただければと思います。

委員長：

それでは確認をさせていただきます。調査員を置き、専門性を生かす中で、調査を行うという方向でよろしいでしょうか

委員全員：異議なし

委員長：

それでは、以上の決定を元に、事務局の方で具体的な提案はありますか。

事務局：

資料9「令和6年度使用小学校用教科書見本本の発行者別一覧」をご覧ください。全部で52種類ございます。これを調査研究していただくことになります。

事務局：

教科書の選定資料作成にあたり、「令和6年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を提案させていただきます。

資料をお配りします。

読み上げて、提案いたします。

- (1) 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、令和6年度使用小学校用教科用図書選定資料作成にあたり、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱第2条の規定にもとづき調査員を置くものとす

る。

- (2) 調査員は、教育委員会事務局職員並びに所管する小中学校の校長・教員のうち、当該教科について、優れた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること
- (3) 調査員は、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳の13種目について置くものとする。
- (4) 調査員は種目ごとに、3名とする。
- (5) 調査員は、担当種目の全教科用図書の調査を行い、調査資料を作成する。ただし、見本本未送付の教科用図書については、調査研究の対象外とすることができる。
- (6) 調査研究を行う場合の項目は、1. 目標・内容の取扱い 2. 人権の取扱い 3. 発達段階への考慮 4. 組織・配列 5. 学び方の工夫 6. 補充的な学習・発展的な学習 とする。
- (7) 調査員は、項目別に学習指導要領に基づき観点を定めて調査研究を行い、その特徴等を簡潔に叙述した調査資料を作成し、令和5年6月19日(月)までに、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会事務局に提出するものとする。

資料 10「市町村教育委員会等の行う令和6年度使用教科用図書の採択について(答申)」の6.選定資料作成についての(2)のイにあるように本市におきましても、調査研究を行う場合の項目につきましては、例年通り大阪府に準じて行うものとしております。

委員長：

ただいま事務局から具体的な提案がありました。これについて、ご意見やご質問はありませんか。

委員長：

他に、ご意見はありませんか。それでは、特にないということで、確認させていただきます。事務局提案に沿って調査を行うという方向でよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし

委員長：

それでは、事務局より調査員について説明はありますか。

事務局：

ただいまお配りいたしました「令和6年度小学校使用教科用図書採択に係る調査員候補者名簿」をご覧ください。この名簿に挙げられた方々ですが、専門性・経験年数・研究会等における実践等から、推薦をさせていただきました。

委員長：

これにつきまして、質問やご意見はありませんか。

委員：

この名簿に記載のある方々はこれまでに研究実績もあり、専門性のある先生方なのでよろしいのではないのでしょうか。

委員長：

それでは事務局から示された調査員の推薦についてこれでよろしいのでしょうか。

委員全員：異議なし

委員長：

その他、事務局より案件はありませんか。

事務局：

案件ではございませんが、資料11-1 11-2をご覧ください。調査員には資料11-1の「調査資料」を作成していただきます。表にあります6つの項目で調査を行い、特徴などを記入していただきます。資料11-2はその記入例となっております。

本選定委員会では、この調査資料をもとに、各教科書について調査研究をしていただくこととなります。

委員長：

事務局の説明に対して、ご質問はありませんか。

委員長：

ないようであれば、今日の選定委員会の議事は以上でございます。資料全体を通じて質問はございませんでしょうか。

それでは、事務局より今後の日程等についての諸連絡をお願いします。

事務局：

今後の日程の前に少し連絡をさせていただきます。資料 1-1 の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中にもありますように、適正かつ公正な教科書採択が非常に重要になっております。教科書会社からの宣伝活動等でご迷惑がかからないよう十分配慮させていただきたいと考えておりますので、選定委員や調査員の名前は、採択完了まで非公開ということでお願いいたします。したがって、この後、資料②の「調査員候補者名簿」と資料 13 の「選定委員名簿」は回収させていただきます。

選定委員会は今後 3 回を予定しておりますが、その際話し合われた内容・結果・知り得た情報につきましては、外部に漏らさないようお願いいたします。

続きまして、今後の日程について資料 12 をご覧ください。

6 月 2 日より調査員が調査研究を行い、調査資料を 6 月 19 日までに提出していただきます。

また、5 月 9 日から 5 月 31 日まで、各小学校で教科書見本の展示を行います。その間、各学校で、先生方に広く教科書を見て調査検討いただき、各教科種目の教科書について学校としての意見書を 6 月 7 日までに提出していただきます。

さらに、教育センター内に教科書センターを設置しております。6 月 14 日から 7 月 12 日まで教科書見本を展示します。

市民の方にも教科書を見ていただけるように、門真市広報にも掲載する予定です。

第 2 回の選定委員会につきましては、調査員からの調査資料が届いてから開催したいと考えております。

第 2・第 3 回の選定委員会にて教科書の選定作業と教育委員会に対する答申案の作成をしていただき、第 4 回において、答申の最終版を皆様と協議の上、決定していただきたいと考えております。

その後、7 月 31 日の教育委員会までに、選定委員会委員長から教育委員会に答申をあげ、教育委員会において採択の議決、8 月上旬に大阪府教育庁へ報告する予定でございます。

#### (9) 今後の日程等について

次回以降の選定委員会の日程につきまして、日程調整をしたいと思います。  
事務局といたしましては、

第 2 回を 7 月 4 日 (火) 午後 1 時から

第 3 回を 7 月 11 日 (火) 午後 1 時から

第 4 回を 7 月 18 日 (火) 午後 1 時からと考えておりますがいかがでしょうか。

なお、場所はすべて教育センターを予定しています。

#### (10) 閉会

委員長：

その他質問はありますか。

それでは、質問がないようですので第1回目の選定委員会を終わります。ありがとうございました。

—閉会—